

## 意見集約の実施について

7月20日の第5回専門部会終了後、秋以降に開催される企画起草委員会で検討内容のまとめが行われることに先立ち、都民・事業者・当事者団体・区市町村からの意見集約を下記のとおり実施し、反映させる。

### 記

#### 1 目的

「東京都福祉のまちづくり条例」に基づく福祉のまちづくり施策の課題及び専門部会で検討されている今後の方向性について、幅広く意見を伺う。

#### 2 実施内容

##### (1) 福祉のまちづくりの現状・課題について

- ①福祉のまちづくりの進捗状況、展開についての現状認識
- ②求められる取組方策

##### (2) 専門部会で検討されている方向性について

- ①「検討の柱」として示されている点についての意見

##### (3) それぞれの調査対象にかかわりの深い事項についての意見

- ①都民の責務
- ②事業者責務や取組方策
- ③区市町村の役割
- ④整備対象範囲の拡大や整備基準の内容

#### 3 実施方法

##### (1) 都民

福祉保健改革モニターアンケート モニター数 310 名  
8月上旬頃実施予定(2週間)

##### (2) 区市町村

7月31日の区市町村連絡会議において、資料を配布し説明、アンケートを配布する。

### (3) 事業者

8月3日の事業者団体連絡協議会において、部会での検討内容について説明資料を配布し、アンケートの実施について依頼する。アンケート実施困難な業種及びその他の業種については必要に応じてヒアリングも実施する。

(アンケート実施予定対象業種)

- |           |                |
|-----------|----------------|
| ・鉄道       | ・コンビニエンスストア    |
| ・バス       | ・ファミリーレストラン    |
| ・タクシー     | ・ガソリンスタンド      |
| ・金融機関     | ・ホテル           |
| ・デパート     | ・娯楽施設          |
| ・ファーストフード | ・文化施設 (映画館・劇場) |
| ・コーヒーショップ | ・商店街           |

### (4) 当事者団体

東京都福祉のまちづくり推進協議会、東京都障害者施策推進協議会(専門部会)、東京都障害者団体連絡協議会からの団体を対象とし(25団体)、アンケートを実施する。

- ・障害者と家族の生活と権利を守る都民連絡会
- ・東京都聴覚障害者連盟
- ・東京都盲人福祉協会
- ・東京都精神障害者民間団体協議会
- ・東京都身体障害者団体連合会
- ・東京都知的障害者育成会
- ・東京都重症心身障害児(者)を守る会
- ・東京都精神障害者団体連合会
- ・DPI日本会議
- ・東京都難聴児を持つ親の会
- ・東京都身障運転者協会
- ・東京都患者同盟
- ・日本オストミー協会
- ・東京都視力障害者の生活と権利を守る会
- ・東京都精神障害者家族会連合会(東京つくし会)
- ・日本脳性マヒ協会 東京青い芝の会
- ・銀鈴会
- ・東京都肢体不自由者父母の会連合会
- ・東京都中途失聴・難聴者協会
- ・きょうされん東京支部
- ・日本てんかん協会東京支部
- ・東京都頸髄損傷者連絡会
- ・東京都腎臓病患者連絡協議会
- ・東京都盲ろう者友の会
- ・東京都自立センター協議会

|              |
|--------------|
| 都民向け 意見集約（案） |
|--------------|

【条例の認知度について】

Q 1 「東京都福祉のまちづくり条例」を知っていますか。次の中から一つだけ選んでください。

- A 1 ①知っている  
②条例があることは知っているが、内容までは知らない  
③知らない

【条例の対象について】

Q 2 「福祉のまちづくり」という言葉から、どのような人のための取組だと連想しますか。次の中からいくつでも選んでください。

- A 2 ①高齢者  
②障害者  
③妊婦  
④乳幼児を連れている人  
⑤子ども  
⑥病気やけがをしている人  
⑦外国人  
⑧すべての人  
⑨その他（ ）

Q 3 「福祉のまちづくり」という言葉から、どのようなこと（取組）を連想しますか。次の中からいくつでも選んでください。

- A 3 ①道路の段差の解消や歩道の整備  
②建物内の通路・出入口の段差の解消  
③駅のエレベーター・エスカレーターの整備  
④インターネット等によるバリアフリー情報の提供  
⑤学校・地域での福祉体験による普及啓発  
⑥困っている人への声かけ・手助けができる社会  
⑦その他（ ）

Q 3－2 東京都は、高齢者、障害者をはじめ、すべての人が自由に行動し、社会参加できるまちづくりを進めるために、平成7年に東京都福祉のまちづくり条例を制定しました。条例制定から12年がたちましたが、福祉のまちづくりが進んだと思いますか。次の中から一つだけ選んでください。

- A 3－2 ①十分進んだ  
②まあまあ進んだ  
③あまり進んでいない  
④ほとんど進んでいない

⑤わからない

Q 3-3 Q 3-2で③・④を選んだ人にお聞きします。具体的にどのようなところが進んでいないと思いますか。あなたの考えをご自由にお書きください。

A 3-3 (自由回答)

【ユニバーサルデザインについて】

(別紙の「ユニバーサルデザイン」の説明をお読みになってから、お答えください。)

Q 4 「ユニバーサルデザイン」という言葉を知っていますか。次の中から一つだけ選んでください。

- A 4 ①言葉も意味も知っている  
②言葉は知っているが、意味は知らない  
③言葉も意味も知らない

Q 4-2 Q 4で①を選んだ人にお聞きします。「ユニバーサルデザイン」という言葉から連想するものを、次の中からいくつでも選んでください。

- A 4-2 ①身の回りの日常生活用品  
②福祉用具・機器  
③自家用車  
④公共施設や住宅などの建築物  
⑤道路や公園  
⑥交通機関（電車・バス等）  
⑦標識や案内図  
⑧パソコン・携帯電話などの情報機器  
⑨まちづくり全体

【現状について】

(建築物について)

Q 5 建築物（Q 6の公共交通機関の駅を除く）について、ここ数年の間に改善されたり、利用しやすくなったりしたと感じるところを、次の中から一つだけ選んでください。

- A 5 ①新しく建てられる建築物がバリアフリー化されていて利用しやすい  
②既存の建築物が改修されバリアフリー化が進んだ  
③コンビニエンスストアや個人商店など、小さい規模の建築物でも段差解消などがされ利用しやすくなった  
④ない  
⑤その他（ ）

Q 5-2 Q 5で①～③を選んだ人にお聞きします。具体的に改善したと感じるところを、次の中から3つまで選んでください。

- A 5-2 ①出入口や通路が広くなり、車いす使用者などでも通りやすくなった  
②階段や廊下等に手すりが設置され、高齢者などにも配慮されるようになった  
③エレベーターやエスカレーター、スロープの設置により利用しやすくなった

- ④標識・案内標示・点字ブロックがわかりやすく整備された
- ⑤多機能型トイレ（「だれでもトイレ」）が増えた
- ⑥おむつ交換や授乳のスペースが増えた
- ⑦駐車場に障害者用駐車スペースが設置された
- ⑧その他（                      ）

（公共交通機関について）

Q 6 公共交通機関で、ここ数年の間に改善されたり、利用しやすくなったりしたと感じる  
ところを、次の中から3つまで選んでください。

- A 6 ①駅にエスカレーターやエレベーター、スロープが設置された
- ②階段に手すりが設置された
  - ③多機能型トイレ（「だれでもトイレ」）が増えた
  - ④ホームドア・柵が設置された
  - ⑤標識・案内標示・点字ブロックがわかりやすく整備された
  - ⑥バス、タクシーなどの車両や乗り場が改良され、乗り降りしやすくなった
  - ⑦困ったときに手助けしてくれる係員等が増えた
  - ⑧ない
  - ⑨その他（                      ）

（まちの中について）

Q 7 まちの中について、ここ数年の間に改善されたり、利用しやすくなったりしたと感じ  
るところを、次の中から3つまで選んでください。

- A 7 ①歩道の幅が広がったり、凹凸が減ったりした
- ②歩道と車道の段差がスロープなどで解消された
  - ③歩道の放置自転車が減った
  - ④利用しやすいトイレが増えた
  - ⑤標識・案内標示・点字ブロックがわかりやすく整備された
  - ⑥公園の通路や設備がだれもが使いやすいものとなった
  - ⑦駐車場に障害者用駐車スペースが設置された
  - ⑧ない
  - ⑨その他（                      ）

【安全・安心なまちについて】

Q 8 建築物、道路、公共交通、公園などを利用する際に、けがや事故につながるかもしれ  
ないと不安に感じることを、次の中から3つまで選んでください。

- A 8 ①建築物のエレベーターやドアにはさまれそうになった、はさまれた（そのような状  
況を見たことがある）
- ②歩道上の放置自転車にぶつかりそうになった、ぶつかった（そのような状況を見た  
ことがある）
  - ③歩道が整備されていないため、車とぶつかりそうになった、ぶつかった（そのよう  
な状況を見たことがある）
  - ④道路や建物等の段差等で転びそうになった、転んだ（そのような状況を見たことが

ある)

- ⑤商品や看板等が歩道部分へはみ出していてぶつかりそうになった、ぶつかった（そのような状況を見たことがある）
- ⑥駅などにエレベーターやエスカレーターが設置されておらず、階段を使うしかなかった
- ⑦駅のプラットホームから転落しそうになった、転落した（そのような状況を見たことがある）
- ⑧公園の中にバイクが乗り入れてきて、危険を感じた
- ⑨ない
- ⑩その他（                      ）

【個々の整備対象について】

（サインについて）

Q 9 建築物、道路、公共交通、公園などを利用する際に、行きたい建物への案内標示や駅などの乗り換えの誘導標示など、まちの中でわかりやすい標示や説明等について、どのようなものが必要だと思いますか。次の中から3つまで選んでください。

- A 9
- ①案内標示等を大きい文字で標示する
  - ②現在の誘導標示に説明を加え、もっとわかりやすくする
  - ③案内標示等を絵で標示する
  - ④案内標示等で、視覚障害者（色覚障害）が、混同しやすい色の組み合わせを避け、絵や文字などを併用し標示する
  - ⑤LEDを用いたデジタル標示など、見やすく標示する
  - ⑥お店の商品や案内標示等を複数の言語で標示する
  - ⑦案内標示をする箇所を増やす
  - ⑧その他（                      ）

（情報について）

Q 10 近年、情報化が進んでいる中で、高齢者や障害者、外国人等が必要な情報を得るには、どのようなことが必要だと思いますか。次の中から3つまで選んでください。

- A 10
- ①パソコン講習会の実施
  - ②障害者、高齢者等が使いやすい情報通信機器の開発
  - ③文字情報による文字の大きさなどの工夫
  - ④表現をわかりやすくすること
  - ⑤点字、音声による情報提供の充実
  - ⑥情報媒体の多様化
  - ⑦多言語での表記
  - ⑧絵・図の活用
  - ⑨通訳や介助者を増やす
  - ⑩その他（                      ）

（店舗等について）

Q 11 飲食店や物販店などの店内のバリアフリー化を進めることについて、行政や事業者は

何をすべきだと思いますか。次の中から一つだけ選んでください。

- A11 ①行政が整備のガイドライン（望ましい事例）を事業者に示す  
②行政が事業者にはバリアフリー化の必要性について意識啓発を行う  
③事業者の自発的な取組にまかせる  
④何もする必要はない  
⑤その他（ ）

（バックヤード（就業用の施設）について）

Q12 飲食店の厨房や物販店の倉庫など、従業員だけが利用するスペースのバリアフリー化を進めることについて、行政や事業者は何をすべきだと思いますか。次の中から一つだけ選んでください。

- A12 ①行政が整備のガイドライン（望ましい事例）を事業者に示す  
②行政が事業者にはバリアフリー化の必要性について意識啓発を行う  
③事業者の自発的な取組にまかせる  
④何もする必要はない  
⑤その他（ ）

（住宅について）

Q13 共同住宅の住戸内部や戸建住宅のバリアフリー化について、行政や事業者は何をすべきだと思いますか。次の中から一つだけ選んでください。

- A13 ①行政が整備のガイドライン（望ましい事例）を事業者に示す  
②行政が事業者にはバリアフリー化の必要性について意識啓発を行う  
③実際に改修工事をする際に、行政が何らかのサポートをする  
④個人の財産だから個人の自由にまかせる  
⑤その他（ ）

【行政の責務について】

Q14 現在、東京都ではユニバーサルデザインの視点に立った福祉のまちづくりを進めています。福祉のまちづくりをさらに進めるために、行政は何をすべきだと思いますか。次の中から3つまで選んでください。

- A14 ①公共交通機関の整備（ノンステップバスや、鉄道駅のエレベーター・エスカレーター、「だれでもトイレ」等の設置など）  
②建物・道路・公共交通機関を相互に移動・利用しやすくするための連続性のある一体的・面的な整備  
③歩道等に自転車を放置しない、道や建物の出入口をふさがないなどのルールやマナーの推進  
④災害など非日常も視野に入れたまちづくり  
⑤行政・事業者・住民が一体となってまちづくりを推進する仕組みづくり  
⑥高齢者や障害者、子育てをしている方などへの理解や困っている人への手助けなど、意識面におけるバリアフリー化への取組  
⑦民間の取組に対する財政面からの支援  
⑧福祉のまちづくりへの理解と協力を得るための普及・啓発

⑨バリアフリー化に取り組むやすいガイドラインの作成や、取組事例の紹介

【都民の責務について】

Q15 福祉のまちづくりを進める上で、どのようなことに都民に関わることが有効だと思いますか。次の中から3つまで選んでください。

- A15 ①優先席を譲るなど、困っている人への声かけや手助けをする  
②歩道に通行の妨げとなるようなものを置かない、通行の妨げとなるような行動をしない  
③職場や学校、家庭などで、福祉のまちづくりについて話し合う場や体験する場に参加する  
④福祉のまちづくりについて、事業者や行政機関、教育機関等へ意見を述べる  
⑤まちの施設や設備などのバリアフリー化度を調査・点検して、行政施策に反映させる市民活動へ参加する  
⑥地域のグループやボランティア団体に入って、外出や移動の際の介助活動等を行う  
⑦自己が所有する建物や経営する店舗等を、誰もが快適に利用できるように整備する  
⑧福祉のまちづくりの研修や講演会に参加する  
⑨福祉のまちづくりを推進するための各種協議会や研究会に参加する  
⑩その他（ ）

Q16 Q15 に挙げた選択肢のうち、福祉のまちづくりを進めるためにあなたが参加したいと思うものはありますか。次の中から3つまで選んでください。

A16 （A15 と同じ選択肢）

【自由意見】

Q17 「福祉のまちづくり」について、ご意見・ご要望があれば、自由にお書きください



## 事業者向け 意見集約（案）

### 【条例の認知度】

Q 1 「東京都福祉のまちづくり条例」を知っていますか。次の中から一つだけ選んでください。

- A 1 ①知っている  
②条例があることは知っているが、内容までは知らない  
③知らない

### 【条例の対象について】

Q 2 「福祉のまちづくり」という言葉から、どのような人のための取組だと連想しますか。次の中からいくつでも選んでください。

- A 2 ①高齢者  
②障害者  
③妊婦  
④乳幼児を連れている人  
⑤子ども  
⑥病気やけがをしている人  
⑦外国人  
⑧すべての人  
⑨その他（ ）

Q 3 「福祉のまちづくり」という言葉から、どのようなこと（取組）を連想しますか。次の中からいくつでも選んでください。

- A 3 ①道路の段差の解消や歩道の整備  
②建物内の通路・出入口の段差の解消  
③駅のエレベーター・エスカレーターの整備  
④インターネット等によるバリアフリー情報の提供  
⑤学校・地域での福祉体験による普及啓発  
⑥困っている人への声かけ・手助けができる社会  
⑦その他（ ）

### 【実際の取組】

Q 4 東京都は、高齢者、障害者をはじめ、すべての人が自由に行動し、社会参加できるまちづくりを進めるために、平成7年に東京都福祉のまちづくり条例を制定しました。「福祉のまちづくり」について、貴社ではどのような取組を行っていますか。次の中からいくつでも選んでください。

- A 4 ①多機能型トイレ（「だれでもトイレ」）やスロープの設置など、施設整備  
②手話通訳や介助など接遇面の充実  
③福祉への理解を深めるための社員教育プログラム  
④ホームページのユニバーサルデザイン化（文字の拡大化、音声読み上げソフトの導

入など)

- ⑤商品パンフレットの音声化、点字化
- ⑥だれにも使いやすい製品の開発・製造
- ⑦ボランティアや社会貢献活動
- ⑧その他
- ⑨特に何もしていない

#### 【UD】

Q 5 「ユニバーサルデザイン」という言葉を知っていますか。次の中から一つだけ選んでください。

- A 5
- ①言葉も意味も知っている
  - ②言葉は知っているが、意味は知らない
  - ③言葉も意味も知らない

#### 【個々の整備対象】

(店舗等について)

Q 6 飲食店や物販店などの店内のバリアフリー化を進めることについて、行政や事業者は何をすべきだと思いますか。次の中から一つだけ選んでください。

- A 6
- ①行政が整備のガイドライン（望ましい事例）を事業者を示す
  - ②行政が事業者にバリアフリー化の必要性について意識啓発を行う
  - ③事業者の自発的な取組にまかせる
  - ④何もする必要はない
  - ⑤その他

(バックヤードについて)

Q 7 飲食店の厨房や物販店の倉庫など、従業員だけが利用するスペースのバリアフリー化を進めることについて、行政や事業者は何をすべきだと思いますか。次の中から一つだけ選んでください。

- A 6
- ①行政が整備のガイドライン（望ましい事例）を事業者を示す
  - ②行政が事業者にバリアフリー化の必要性について意識啓発を行う
  - ③事業者の自発的な取組にまかせる
  - ④何もする必要はない
  - ⑤その他

#### 【行政の責務】

Q 8 現在、東京都ではユニバーサルデザインの視点に立った福祉のまちづくりを進めています。福祉のまちづくりをさらに進めるために、貴社が取り組もうとしていることに対して、行政からどのような支援を得たいと思いますか。次の中から一つだけ選んでください。

- A 8
- ①行政・事業者・住民が一体となってまちづくりを推進する仕組み
  - ②高齢者や障害者、子育てをしている方などへの理解の促進や困っている人への手助

- けなど、意識面におけるバリアフリー化への取組
- ③事業者の施設のバリアフリー化に対する財政支援
  - ④事業者の取組に対する専門家などの派遣
  - ⑤バリアフリー化に取り組みやすいガイドラインの作成や、取組事例の紹介
  - ⑥その他（ ）

【事業者の責務】

Q 9 福祉のまちづくりを進めるために、今後貴社はどのようなことに取組んでいこうと考えていますか。次の中から3つまで選んでください。

- A 9
- ①多機能型トイレ（「だれでもトイレ」）やスロープの設置など、施設整備
  - ②手話通訳や介助など接遇面の充実
  - ③福祉への理解を深めるための社員教育プログラム
  - ④ホームページのユニバーサルデザイン化（文字の拡大化、音声読み上げソフトの導入など）
  - ⑤商品パンフレットの音声化、点字化
  - ⑥だれにも使いやすい製品の開発・製造
  - ⑦ボランティアや社会貢献活動
  - ⑧その他

【自由意見】

Q10 「福祉のまちづくり」について、ご意見・ご要望があれば、自由にお書きください

|                 |
|-----------------|
| 当事者団体向け 意見集約（案） |
|-----------------|

【現状について】

Q 1 ここ数年で、福祉のまちづくりが進んだと感じるのはどのようなところですか。

Q 2 ここ数年で、福祉のまちづくりが十分に進んでいないと感じるのはどのようなところですか。

【情報について】

Q 3 近年、情報化が著しく進んでいる一方で、高齢者や障害者等で必要な情報を得ることが困難な人がいます。この状況を改善するためには、どのようなことが必要だと思いますか。

【店舗等について】

Q 4 飲食店や物販店の店内に段差があったり、補助犬の入店を拒否されたりするなど、利用目的に沿った十分なサービスを受けられない場合があります。このような状況を改善するために、どのような取組が必要だと思いますか。

【バックヤードについて】

Q 5 近年、障害者の就労支援の重要性が高まっています。それに応じて、従業員だけが利用するスペース（厨房、更衣室、倉庫等）のバリアフリー化を進めることについて、どのように考えますか。

【住宅について】

Q 6 近年、都営住宅や民間住宅のバリアフリー化が進められていますが、個人住宅についてもバリアフリー化を進める必要があると思いますか。

【行政の責務について】

Q 7 現在、東京都ではユニバーサルデザインの視点に立った福祉のまちづくりを進めています。福祉のまちづくりをさらに進めるために、行政はどのようなことに取り組む必要があると思いますか。

【都民の責務について】

Q 8 福祉のまちづくりを進める上で、どのようなことに住民が関わるのが有効だと思いますか。

【自由意見】

Q 9 「福祉のまちづくり」について、御意見・御要望があれば、自由にお書きください